

倉敷市発注工事への現場代理人及び主任技術者等の配置について

1 現場代理人

工事を施工する際に受注者の代理人として工事現場の運営、取締りを行う者であり、倉敷市工事請負契約約款（以下「約款」という。）に、工事現場に常駐することが明示されています。

(1) 現場代理人の資格要件

- ① 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の継続した雇用関係は問わない）があること。
- ② 建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者又は第15条第2号に規定する特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）でないこと。

(2) 工事現場への常駐

現場代理人は、作業期間中、特段の支障がない限り工事現場に常に滞在し、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

また、現場代理人は、原則として他の工事現場の現場代理人や主任技術者等を兼任することはできません。

ただし、一人の技術者が同一現場の現場代理人と主任技術者等を兼務することは可能です。

(3) 常駐義務を緩和できる場合

上記にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、監督員との協議により現場代理人の常駐義務を緩和できる場合があります。

ただし、この場合でも、常駐や専任を要する他の工事への配置はできません。

- ① 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されていない場合
- ② 約款第20条第1項又は第2項の規定により工事の全部の施工を一時中止している場合
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている場合
- ④ その他、工事現場において作業等が行われていない場合

(4) 現場代理人の兼任について

上記の取扱いに加えて、次の①又は②に該当する場合には、他の工事の現場代理人又は主任技術者との兼任を認めます。

① 次の全ての要件を満たす場合

- ア 公共工事であること
- イ 工事場所が倉敷市内であること
- ウ 現在従事している工事及びこれから従事しようとする工事の当初請負金額（建築一式工事は当初請負金額の2分の1）の合計が4,000万円未満であること
- エ 発注者との連絡体制が確保されていること
- オ 兼任する工事現場のいずれかに必ず常駐していること
- カ 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の運営・取締りに支障を生じさせないこと

※合計3件まで兼任を認めます。

② 同一の場所又は近接した場所で施工する工事で倉敷市が認めるもの（諸経費調整対象工事）である場合

※兼任できる工事件数に制限はありません。

2 工事現場に配置すべき技術者

建設工事の適正な施工のため、実際に施工している工事現場に一定の資格を持つ技術者を置かなければなりません。

(1) 主任技術者

工事現場には、請負金額の大小、元請、下請にかかわらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければなりません。

ただし、下請代金の合計額が4,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事に限り、下請業者は主任技術者の配置が免除されます。(建設業法第26条の3に規定する要件を満たした場合)

(2) 監理技術者

発注者から直接工事を請け負い(元請)、そのうち5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を置かなければなりません。

公共工事の現場に専任で配置される監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者であって、監理技術者講習を受講した者でなければなりません。なお、監理技術者講習の有効期限は講習を受講した日の属する年の5年後の12月31日となります。

(3) 工事現場に専任すべき技術者

請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上の工事に配置される技術者(主任技術者又は監理技術者)は工事現場ごとに専任の者でなければなりません。

ただし、次の全ての要件を満たす工事について、監理技術者補佐(建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。)を、兼任するそれぞれの工事に専任で配置する場合に限り、監理技術者は2件まで工事を兼任することができます。

なお、同一現場の現場代理人と監理技術者補佐を兼務することは可能です。

① (業種が土木、とび、鋼構造、舗装、しゅんせつ、造園又は解体の場合)

予定価格が3億円未満であること

(上記以外の業種の場合)

予定価格が2億円未満であること

② 工事場所が倉敷市内であること

③ 公共工事であること。なお、倉敷市発注工事以外の工事と兼任する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること

(4) 請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する監理技術者及び主任技術者については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、次のような技術者の配置は認められません。

① 直接的な雇用関係を有していない場合(在籍出向者や派遣など)

② 恒常的な雇用関係を有していない場合(工事期間のみの短期雇用)

なお、請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上の工事の場合は、入札の申込日(開札日)以前に3か月以上の継続した雇用関係があることが必要です。

(5) 近接した工事における技術者の配置について

① 公共工事のうち密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合で倉敷市が認めるもの(諸経費調整対象工事)である場合は、同一の主

主任技術者がこれらの工事を管理することができます。

※ただし、専任の監理技術者には適用されません。

- ② 専任の監理技術者については、監理技術者補佐を配置した場合を除いて二以上の工事を兼任することは認められていませんが、次の要件をいずれも満たす場合は同一の監理技術者が当該複数工事全体を管理することができます。

- ・契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
- ・それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限ります。）

（6）技術者の専任期間

主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で設置する場合、その専任の期間は契約工期が基本となりますが、次の期間については監督員との協議により工事現場への専任は要しません。

ただし、専任を要しない期間であっても、常駐や専任を要する他の工事への配置はできません。

- ① 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されていない場合
- ② 約款第20条第1項又は第2項の規定により工事の全部の施工を一時中止している場合
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている場合
- ④ その他、工事現場において作業等が行われていない場合

3 災害に伴う技術者の配置等に関する特例措置

倉敷市が発注する災害復旧工事について、次の措置を適用します。

- （1）次の要件をすべて満たす場合、件数を制限せず現場代理人を含む工事（非専任の工事に限る。）を兼任できることとします。

- ① 兼任する工事に災害復旧工事を含むこと。
- ② すでに従事している工事とこれから従事しようとする工事の当初請負金額（建築一式工事であっても当初請負金額とする。）の合計が1億5,000万円未満であること。ただし、そのうち災害復旧工事でない工事については通常時の制度の範囲内とする。
- ③ 兼任する工事の工事現場が倉敷市内であること。
- ④ 公共工事であること。なお、倉敷市発注工事以外の工事と兼任する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること

- （2）次の要件を全て満たす場合、請負金額4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の工事の専任の主任技術者は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により2件まで主任技術者を兼任できることとします。

- ① 兼任する工事に災害復旧工事が含まれていること。
- ② 兼任する工事の工事現場が倉敷市内であること。
- ③ 工事の施工に当たり相互に調整を要するものであること（原則として同じ業種とする。）。)
- ④ 公共工事であること。なお、倉敷市発注工事以外の工事と兼任する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること

※特例措置を適用して現場代理人等を兼任で配置した後に、災害復旧工事が先に完了し、残る工事が通常の工事のみとなった場合は、その時点で配置している現場代理人等については引き続き配置を認めます。ただし、その後に現場代理人等の変更を希望する場合は通常時の制度により変更の可否を判断するものとします。

4 営業所技術者等（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。営業所技術者等は、所属営業所に常勤して専らその職務に従事することとされていますので、原則として工事現場に配置（技術者としてばかりでなく一般作業員としても）することはできません。

なお、特例として、所属営業所の近隣工事の主任技術者等との兼任が営業所の職務を適正に遂行できる範囲で可能な場合には現場の技術者となることもできますが、近隣工事であってもその現場が専任を要する工事の場合は、主任技術者等と兼任することはできません。

注：現場代理人は、約款により現場常駐となるため、上記特例が認められる工事であっても、営業所技術者等は現場代理人を兼ねることはできません。

5 配置予定技術者の確認資料

一般競争入札（条件付）にあつては入札参加資格審査申請時に、指名競争入札等にあつては現場代理人等選任届提出時に次の書類を提出してください。

市では、他の工事との重複、営業所技術者等との兼任状況、雇用関係（3か月以上の雇用期間が必要な場合はその期間）等を確認し、配置予定技術者が工事現場に適正に配置できるかを確認します。

（1）資格を証明する書類

① 監理技術者の場合

監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習（登録講習）修了証の写し

② 主任技術者の場合（市内業者の場合は不要）

資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者）又は実務経験証明書（実務経験による技術者）

（2）雇用関係を証明する書類（市内業者の場合は不要）

最新の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書の写し又は監理技術者資格者証（表・裏両面）の写し

6 技術者等を配置できない場合

現場代理人、配置技術者を適正に配置できない状況で指名された場合は、入札辞退の届出をしてください。

また、電子入札により入札書を提出した後で、配置を予定していた技術者が病休、退職、他の受注工事への配置などの理由により、当該工事の配置技術者の要件を満たす技術者がいなくなった場合は、開札日時までに入札辞退届（電子入札用）を提出してください。

7 現場配置技術者の変更

監理技術者又は主任技術者は、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工期間中に変更することは好ましくありません。

しかし、次のいずれかの要件に該当する場合は受注者からの協議に対して承諾することにより技術者の変更を認めます。

① 死亡、病休、退職等真にやむを得ない場合

② 一つの契約工期が多年に及ぶダム、トンネル等の大規模な工事

③ 請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の工事

注：真にやむを得ない場合を除いて、交代の時期が工程上の一定の区切りであること、交代前後の技術者相互及び発注者を含めた協議や引継ぎのための一定の期間を設けるなど、工事の継続性や工程管理、品質確保等工事の施工に影響がないと認められることが必要です。

また、上記理由により技術者の変更を認められる場合は、交代前後における技術者の技術力が同等（入札条件等に適合している等）以上に確保されることが必要です。

総合評価方式により落札者を決定した工事については、「配置予定技術者の能力」の評価値が同点以上となる者としてください。

なお、請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事においては、変更日時点で3か月以上の継続した雇用関係にある技術者を新たに配置する必要があります。

8 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事で、工場製作のみが行われている期間の取扱いは次のとおりとします。

(1) 現場代理人及び配置技術者

工場製作のみが行われている期間は、監督員との協議により現場代理人の常駐義務を緩和することができるほか配置技術者の専任を要しないことができます。

ただし、その期間であっても、常駐や専任を要する他の工事への配置はできません。

(2) 技術者等の変更

一般競争入札で発注する工事のうち橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事で、入札公告で技術者の変更を認めている工事は、工場製作のみを行う期間と現場施工に係る期間とで現場代理人及び配置技術者を別に配置することができます。

この場合、工場製作のみを行う期間は、現場代理人の常駐義務を緩和するほか配置技術者の専任を要しない取扱いとします。

(3) 技術者の変更を行う場合の提出書類

「一般競争入札（条件付）入札参加資格審査申請書」及び「現場代理人等選任届」に記載する配置予定技術者は、現場施工に係る技術者を記入してください。

現地での準備工事等のない場合で工期の初めから工場製作過程を管理する技術者を配置する場合は、契約時に「現場代理人等選任届」と「工場製作期間における主任技術者等選任届」を提出してください。